

令和6年度 第8回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和6年11月

魚沼市農業委員会

令和6年度第8回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名
欠席 1名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	大塚 寛	
○		2	貝瀬 正美	
○		3	高橋 祐次	
○		4	小岩 孝徳	
○		5	蕪澤 芳子	
○		6	井口 恒一郎	
○		7	星 仁 右エ門	
○		8	星 野 幸夫	
○		9	佐藤 洋一	
○		10	浅井 典裕	
○		11	小幡 中治	
○		12	阿達 正	
○		13	吉田 久	
○		14	穴沢 勝也	
○		15	櫻井 信夫	
	○	16	佐藤 陽二	
○		17	瀧澤 悟	
○		18	桑原 正文	
○		19	上村 喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		斎藤 勝浩	
○		森山 玲子	
○		櫻井 紀彦	

令和6年度 第8回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和6年11月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 13 時 15 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 1 番 大塚 寛 委員 2 番 貝瀬 正美 委員
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
5		その他 閉会宣言 14 時 35 分

令和6年度 第8回魚沼市農業委員会総会議事録

令和6年度第8回魚沼市農業委員会総会は、令和6年11月25日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（斎藤事務局長）

時間になりましたので、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号16番佐藤陽二委員の1名です。出席者数18名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和6年度第8回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は13時15分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項会務報告、事務局長お願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続いて、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（菘澤芳子委員）

第1部会では、特に報告することはありませんが、第1部会の皆さんは総会終了後にいつもの場所にお集まりください。以上です。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会は特に報告事項はありません。

第3地区部会会長（佐藤洋一委員）

第3部会、特に報告事項はございません。

第4地区部会会長（浅井典裕委員）

第4部会も特に報告等ございません。

広報部部会長（阿達正委員）

特に報告することはありません。

議長（上村会長）

それでは、日程1報告事項につきまして、それぞれ報告がありました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。

議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議長より指名をさせていただきます。まず、議席番号1番大塚寛委員及び議席番号2番貝瀬正美委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は177件、676筆、676,766.74㎡の届け出がありました。解約の理由は、労力不足、契約内容を変更するため、農地転用、第三者に利用権設定、耕作不便なため、貸借人への贈与、貸借人への売却、第三者に売却、離農、経営規模の縮小、圃場整備にあたり新たに中間管理権を設定するためとなっています。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきましては、事務局の説明のとおり事前配付ということで目を通していただけたかと存じます。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出については、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の55, 56ページをご覧ください。

報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は26件受理いたしました。既に賃借権の設定や認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人につきましては、市外の方もおりますけれども、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。

なお、権利取得期日から月日が経っている届け出については、相続手続きの遅れ等により司法書士から提出のあった申請もあります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、事務局の説明のとおりといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の57ページからをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買5件、所有権移転贈与3件、所有権移転交換2件、使用貸借権設定1件です。

整理番号1	申請地	*****	畑ほか1筆	合計	3,079㎡
	権利種別	所有権移転	売買	対価	*****円
	譲受人	*****			

譲渡人 *****

申請の理由は、譲渡人の要望です。譲受人は譲渡人の兄の娘婿であります。譲渡人は耕作できず、また農業をする後継者がいないため、この度譲受人と売買の話がまとまり、申請があったものです。耕作に必要な大型機械は義理父所有のものを借り受け、将来において規模拡大を視野に入れて取り組んでいきたいとのことです。譲受人は農業経験がありますので、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地 ***** 田 1,314 m²
権利種別 所有権移転 売買 対価*****円
譲受人 *****
譲渡人 *****

申請の理由は、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転です。譲渡人は経営規模の縮小のため、隣接地に農地を所有し、経営規模拡大を考えていた譲受人とこの度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、農業経験も十分ありますので、効率よく利用されていくものと考えます。

整理番号3 申請地 ***** 畑ほか2筆 合計575 m²
権利種別 所有権移転 売買 対価*****円
譲受人 *****
譲渡人 *****

申請の理由は、譲渡人の要望です。譲渡人は今年9月に市外に転出しています。転出にあたり農地の管理・耕作者を探していましたが、この地域を手広く耕作する譲受人と売買の話がまとまり、この度申請があったものです。取得後の申請地はふきのとうや花ハス等を栽培することです。譲受人は農業経験が十分ありますので、効率よく利用されていくものと考えます。

整理番号4 申請地 ***** 田 496 m²
権利種別 所有権移転 売買 対価*****円
譲受人 *****
譲渡人 *****

申請の理由は、経営規模の拡大です。譲渡人は高齢であり、また後継者もいないため、申請地での規模拡大を希望する譲受人とこの度売買の話がまとまり、申請があったものです。取得後の農地は田として利用することです。譲受人は大型機械を所有しており、農業経験も十分ありますので、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号5 申請地 ***** 田 690 m²
権利種別 所有権移転 売買 対価*****円
譲受人 *****
譲渡人 *****

申請の理由は、譲渡人の要望です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、経験がなく耕作できないため、申請地周辺を耕作する譲受人

とこの度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、農業経験も十分にありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号6 申請地 **** 田ほか2筆 合計 221.41 m²
権利種別 所有権移転 贈与
譲受人 ****
譲渡人 ****

申請の理由は、譲渡人の要望です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、農業経験がなく、また遠方に生活拠点があることから、申請地は市内の第三者により管理・耕作されてきました。しかし、この第三者が高齢になり耕作できなくなったことから、申請地近くに居住する譲受人とこの度贈与の話がまとまり、申請があったものです。農地取得後は畑として利用するとのこと。譲受人は農業経験がありますので、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号7 申請地 **** 田ほか1筆 合計 1,642 m²
権利種別 所有権移転 贈与
譲受人 ****
譲渡人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、農業経験がなく耕作できないため、耕作者である譲受人とこの度贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、農業経験も十分にありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号8 申請地 **** 田 640 m²
権利種別 所有権移転 贈与
譲受人 ****
譲渡人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大です。譲渡人は県外に転出したため、申請地を以前から耕作している譲受人とこの度贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、農業経験も十分にありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号9・10につきましては、交換による所有権移転のため一括で説明させていただきます。

整理番号9 申請地 **** 畑 294 m²
権利種別 所有権移転 交換
譲受人 ****
譲渡人 ****

整理番号10 申請地 **** 田ほか1筆 合計 504 m²
権利種別 所有権移転 交換
譲受人 ****

譲渡人 *****

申請の理由は、作業の効率化を図るためです。整理番号9につきましては、譲受人は国道17号線近くに農地を所有しておりますが、所有地は国道を経由しなければならず不便であり、申請地は国道の経路が無く譲受人にとりまして利便性が高い農地となります。取得後は畑として利用するとのことです。整理番号10につきましては、申請地は田戸地区の圃場整備対象農地となっており、またその対象区域には譲受人所有農地があり、交換することにより換地処分による農地の集団化が図られ作業が効率的になります。このことからこの度交換の話がまとまり、申請があったものです。双方ともに農業経験が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号11番は農業者年金受給のための親子間での使用貸借権再設定です。

以上、整理番号1番から11番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です

議 長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

桑原正文委員

整理番号1番については、11月19日に譲渡人に電話して確認させてもらいました。現地確認については、森山推進委員に見てもらっております。

整理番号3番については、先月の農業委員会後の第2部会にて検討をしてもらった案件でありまして、11月22日に譲受人に電話して、その翌日現地確認をいたしました。きれいに耕されており、来年はそこに事務局より説明があった品目を作付けされるものと思っております。

井口恒一郎委員

整理番号2番ですが、11月19日に譲渡人、譲受人両者から確認をさせていただいております。翌11月20日には譲受人立ち合いのもと、現地確認をさせていただきました。今後においても水稲作付けをやっていくということで、農地をこれからも守っていきたいということでございます。詳細につきましては事務局の説明のとおりでございます。

浅井典裕委員

整理番号4番ですが、11月20日に譲渡人、譲受人両者立ち合いのもと現地確認をしてまいりました。周りは全て田んぼと圃場ということで、特に支障のある場所ではございません。あとは事務局の説明のとおりです。

穴沢勝也委員

整理番号5番ですが、譲受人・譲渡人双方に連絡を取りました。譲渡人とは連絡が取れずにいたのですが、譲受人と連絡を取り、すぐ近くに自作地をお持ちで、耕作できるということでございました。11月22日に櫻井推進委員と現地を確認し、

大型機械もお持ちですので問題ないと思います。

星野幸夫委員

整理番号6番ですが、11月23日に仲丸推進委員と私と2人で現地確認をさせていただきました。詳細については、事務局の説明どおりです。譲受人は認定農業者であり、経験も豊富のことからこれからの耕作に何の問題もないと思われます。

小岩孝徳委員

整理番号7番についてですが、11月20日に譲受人、譲渡人、志田推進委員と現地確認を行いました。当該農地は譲渡人の親族が耕作しておりましたが、亡くなってしまったため耕作者を探しており、近くで耕作している譲受人へ贈与することにしたそうです。現地圃場はきれいに耕作されており、今後も耕作をしていくとのことでしたので、問題はないものと思われます。

続いて、整理番号8番になります。11月19日に譲受人に電話で連絡を取ったところ、現地確認が難しいということでしたので、その時に事情を聞きました。当該農地は長年譲受人が耕作しており、譲渡人が他県へ転出することになったので貰ってほしいという話がきたところから贈与する形になったそうです。11月20日に志田推進委員と現地確認をしたところ、現地圃場はきれいに耕作されており、今後も譲受人が耕作していくとのことでしたので、問題はないものと思われます。

菰澤芳子委員

整理番号9番・10番ですが、11月24日の午後から譲渡人、譲受人、土地家屋調査士と高橋推進委員、菰澤で現地確認いたしました。内容については事務局の説明のとおりです。他の方に迷惑のかかるような状況ではありません。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番・2番・3番・4番・5番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転贈与に関する整理番号6番・7番・8番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転交換に関する整理番号9番・10番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定に関する整理番号11番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から11番まで異議なしと認め、許可いたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の61ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか1筆	合計 269 m ²
	申請人	*****		
	申請概要	車庫敷地及び庭用地		
	転用目的	一般住宅敷地		
	農地区分	第3種農地		
	判断理由	水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道区域であり、かつ申請地からおおむね500m以内に2以上の医療施設及び公共的施設があるため		

申請人が現在居住する自宅の両隣の農地について、車庫敷地、家庭菜園及び屋根雪の落雪スペース等庭用地として利用したいため申請があったものです。本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念しており、隣接する宅地に昭和48年頃に自宅を新築した際に一緒に土地を造成してしまい、***の一部にあっては車庫を建築、***においては家庭菜園及び屋根雪の落雪スペース等の庭用地として既に利用していました。そのため、2筆についての始末書が提出され追認の案件となっております。

なお、今後の利用につきましては、これまでどおり車庫敷地及び庭用地として宅地と一体的な利用をすることです。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

桑原正文委員

整理番号1番ですが、11月24日に申請人のお宅に伺って、お話をさせていただいて、現地確認をいたしました。内容については事務局の説明のとおりです。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第2号農地法第4条第1項の規

定による許可申請について、整理番号1番について申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の63ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は6件です。

整理番号1	申請地	*****	田	94 m ²
	譲受人	*****		
	譲渡人	*****		
	申請概要	庭用地		
	転用目的	一般住宅敷地		
	農地区分	第3種農地		
	判断理由	水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ申請地からおおむね500m以内に2以上の医療施設及び公共的施設があるため		
	権利種別	所有権移転	贈与	

本件につきましては、先ほどの議案書61ページ、農地法第4条の整理番号1において説明いたしました申請に関連するものであります。譲渡人の娘である譲受人が現在居住する宅地の贈与を受けることとなりましたが、同宅地面積のみでは狭く不便なため、必要面積を分筆した後、宅地東側にある申請地も併せて贈与を受け、一体的に利用するため申請があったものです。

なお、本件についても、平成5年に譲受人が隣接地に自宅を新築した頃より既に庭用地として一体的に利用していたため、併せて始末書が提出され、追認の案件となっております。今後の利用については、これまでどおり庭用地として一体的利用をします。

整理番号2	申請地	*****	田	921 m ²
	譲受人	*****		
	譲渡人	*****		
	申請概要	作業小屋敷地及び庭用地		
	転用目的	一般住宅敷地		

農地区分 第3種農地

判断理由 住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしているため

権利種別 所有権移転 売買

譲受人は現在市外に居住しておりますが、申請地周辺の環境を気に入り、この度申請地に隣接する中古住宅の購入に併せて申請地を庭用地として取得し、一体的な利用をするため申請があったものです。

なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念しており、令和6年に譲渡人が前所有者より相続をした際に登記簿を確認したところ、地目が田のまま既に庭用地として使用しており、また面積の一部約231㎡については、昭和50年頃より作業小屋を建築して利用していたことが分かりました。そのため、始末書が提出され、追認の案件となっております。

また、現地の現状は、作業小屋敷地の他の土地は数十年耕作をしていないと見られ、地面は固くなっており、井戸に続く一部に水路もあることから、農地に戻すことは困難なものと思われれます。

整理番号3 申請地 **** 畑 41㎡

譲受人 ****

譲渡人 ****

申請概要 屋根雪落下敷地

転用目的 一般住宅敷地

農地区分 第3種農地

判断理由 住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしているため

権利種別 所有権移転 売買

譲受人がこの度、自宅を自然落下屋根へリフォームすることとなり、落ちた雪を処理するための除雪敷地として申請地を利用するため申請があったものです。

整理番号4 申請地 **** 畑ほか1筆 合計81㎡

譲受人 ****

譲渡人 ****

申請概要 建売住宅3階建1棟

転用目的 建売住宅建築用敷地

農地区分 第3種農地

判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため

権利種別 所有権移転 売買

譲受人は***に本社を置く住宅建築を扱う会社であり、申請地を取得し、建売住宅を建築するため申請があったものです。なお、申請地の2筆の字が異なっておりますが、字境であり、土地は隣接しております。

整理番号5 申請地 **** 畑 519㎡

譲受人 ****

譲渡人 ****

申請概要 倉庫1棟及び資材置場

転用目的 倉庫建築及び資材置場敷地
農地区分 第1種農地
判断理由 住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため
権利種別 所有権移転 売買

譲受人は現在、申請地南側にある***地内で自営業を営んでおり、同地内東側、国道17号線の近くに現在の資材置場がありますが、手狭で使いづらく、また国道を経由しなければならず不便なことから、より良い土地を探していました。この度、国道を経由しなくてもよく、事業所に近く利便性が良い申請地について、必要面積のみ分筆をした後に取得し、倉庫の建築及び資材置場として利用するため申請があったものです。

なお、分筆後の残りの農地については、農地として利用するとのことです。

整理番号6 申請地 *** ** 畑 240 m²
譲受人 *** **
譲渡人 *** **
申請概要 一般住宅2階建て1棟
転用目的 一般住宅建築敷地
農地区分 第1種農地
判断理由 住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため
権利種別 所有権移転 売買

譲受人は現在、同地域内に居住しておりますが、申請地隣の宅地を取得し、新たに自営の事務所を新築するとともに、利便性が良いため、併せて申請地を取得し、隣に自宅を新築したいことから、申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

桑原正文委員

整理番号1番ですが、これについては先ほどの農地法第4条、整理番号1の議案の内容と関連しますので説明は省略いたします。

小幡中治委員

整理番号2番ですが、11月20日に矢久保推進委員と現地確認をさせていただきました。地目は田になってはいますが、芝生等で整備されていて、木が植えてあったり、あるいは岩や池がありました。譲渡人は南魚沼市に在住しておられて、電話で対応させてもらいました。該当の土地は譲受人の購入する住宅に隣接しておられて、譲受人は住宅の購入にあたって隣接地も使用したいとのことで、譲受人へ売却することになったそうです。売却にあたっては特に問題ないと思います。

ます。ほかの説明については事務局が説明したとおりです。

大塚寛委員

整理番号3番ですが、11月23日に譲渡人及び譲受人両名からも立ち合っていた
だき、大塚推進委員と2人で現地を確認してきました。

譲受人は高齢のため、長男から代わりに説明をしていただきました。話により
ますと、申請地は住宅に隣接しており、屋根の雪が直接落下するため、ぜひ譲り
受けたいという要望でございました。また譲渡人は申請地は面積が狭く、現在使
用しておらず、これからも使用する予定はないということでしたので別に問題な
いと思われまますので、報告させていただきます。

阿達正委員

整理番号4番ですが、譲渡人、譲受人とは連絡を取っておりませんが、建築仲
介会社から連絡がありまして、先日現地確認をしてきました。事務局が説明した
とおりです。問題ないと思います。

菰澤芳子委員

整理番号5番ですが、11月24日の午後、譲渡人及び譲受人、土地家屋調査士と
高橋推進委員、私とで現地確認をいたしました。内容については事務局の説明の
とおりですし、他の方に迷惑のかかるような状況ではありません。

星野幸夫委員

整理番号6番ですが、11月23日に仲丸推進委員と譲受人立ち合いで現場確認を
行いました。申請地は譲渡人が施設に入居されていることから、長い間耕作され
ておらず、草が生い茂っているという状態でした。譲受人が申請地を住宅地とし
て活用するにあたり、周囲には何の問題もないと考えられます。詳細については、
事務局の説明どおりです。

議 長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終
りました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたしま
す。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。

まず、整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号5番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号6番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から6番まで異議なしと認め、許可いたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の65ページをご覧ください。

議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明いたします。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は2件、11筆、合計2,964㎡です。

整理番号1	申請地	*****	畑	371㎡
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	20年以上前から耕作放棄。大倉地域の山間に位置する不整形地であり、雑草雑木が繁茂しており、農地としての復元は困難。隣接する農地も耕作されておらず、周囲も原野の状況である。		

次の整理番号2番については、非農地の申請原因により4筆、3筆、3筆に分かれておりますが、申請者は同一人であり、関連がありますのでまとめて説明いたします。

整理番号2	申請地	*****	田ほか9筆	合計2,593㎡
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	いずれの土地も明神地域の南側、南魚沼市との市境に近い山間及び山中にあり、約55年前及び約19年前から耕作放棄となっている。現況は雑草雑木が繁茂しており、隣接する山林と一体原野化している状況。現地までは車両等が進入可能な状況になく、耕作不適・不便な地であり、現況からも農地に復元できるような状態にない。 なお、非農地の判定については、山中にあり、現地到着が困難であったことから、申請者からの現況写真及び航空写真により判定をしています。		

以上、2件につきまして、現地確認の状況から変更に変更同意できるものと考えま

す。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号1番・2番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

農用地利用集積計画の決定について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の67ページをご覧ください。

議案第5号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法等一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされる改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	245 件
	筆数	1,143 筆
	面積	1,078,210.64 m ²
所有権移転	件数	8 件
	筆数	54 筆
	面積	44,044.77 m ²

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、133ページをご覧ください。

整理番号5-1	所有権の移転を受ける者	*****
	所有権を移転する者	*****
	所有権を移転する農用地	***** 田ほか5筆
		合計 3,355.02 m ²
	所有権移転 売買	対価 *****円

整理番号 5-2	所有権の移転を受ける者	*****
	所有権を移転する者	*****
	所有権を移転する農用地	***** 田ほか4筆 合計 12,591 m ²
	所有権移転 売買	対価 *****円
整理番号 5-3	所有権の移転を受ける者	*****
	所有権を移転する者	*****
	所有権を移転する農用地	***** 田 2,937 m ²
	所有権移転 売買	対価 *****円
整理番号 5-4	所有権の移転を受ける者	*****
	所有権を移転する者	*****
	所有権を移転する農用地	***** 田ほか15筆 合計 10,028 m ²
	所有権移転 売買	対価 *****円
整理番号 5-5	所有権の移転を受ける者	*****
	所有権を移転する者	*****
	所有権を移転する農用地	***** 田ほか9筆 合計 7,306 m ²
	所有権移転 売買	対価 *****円
整理番号 5-6	所有権の移転を受ける者	*****
	所有権を移転する者	*****
	所有権を移転する農用地	***** 田ほか3筆 合計 2,378 m ²
	所有権移転 売買	対価 *****円
整理番号 5-7	所有権の移転を受ける者	*****
	所有権を移転する者	*****
	所有権を移転する農用地	***** 田ほか9筆 合計 3,214.75 m ²
	所有権移転 贈与	
整理番号 5-8	所有権の移転を受ける者	*****
	所有権を移転する者	*****
	所有権を移転する農用地	***** 田ほか1筆 合計 2,235 m ²
	所有権移転 贈与	

整理番号 5-1 につきましては、利用権設定の 130 ページ整理番号 4-77 に所有権の移転を受ける者、***から***への利用権設定がなされております。また、整理番号 5-2 につきましても、利用権設定の 97 ページ整理番号 1-126 に所有権の移転を受ける者、***から***への利用権設定がなされております。

通常、農用地利用集積計画については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条において、譲受人が自ら耕作することが要件とされておりますが、同条第 3 項

第2号ただし書きにおいて、農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が当該法人に当該土地について利用権の設定等を行うため、利用権の設定等を受ける場合は、この限りでないとされていることから、このような取り扱いとされています。

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、採決に入ります。議案第5号農用地利用集積計画の決定については、事務局の報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第6号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の137ページをご覧ください。

議案第6号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取を説明いたします。これは、市長が農用地利用集積等促進計画案を作成するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。

利用権（設定）	件数	2件
	筆数	3筆
	面積	7,374.00㎡

基盤強化促進法等の改正により、令和5年4月1日から農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が廃止になり、農用地利用集積等促進計画に一本化されました。2年間の経過措置があるため、集積、配分は地域計画策定まで今までと同様に利用集積計画を定めています。所有者不明農地の賃借は農用地利用集積等促進計画を定めることとなります。

今回、所有者不明農地が賃貸される事になり、促進計画案の作成には農業委員会への意見聴取が必要となるため、市長からの依頼がありました。つきましては、農業委員会としての意見がある場合はお願いいたします。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第6号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容等、ご質問・ご意見ありましたら挙手をお願いいたします。

阿達正委員

所有者不明で権利を借りたいとき賃借料を払うと思うんですが、どこに払うのですか。

事務局（森山係長）

公益社団法人新潟県農林公社へ納めていただきます。

阿達正委員

では、農林公社が土地所有をしていて、所有者が分からない農地を借りたときは、農林公社に賃料を払うという形になるのですか。

事務局（森山係長）

所有者不明農地の賃借は、公益社団法人新潟県農林公社が、公社に利用権設定された農地を耕作者に貸し付け、賃料は耕作者が公社に納めることとなります。

阿達正委員

はい。分かりました。

議 長（上村会長）

そのほかいいでしょうか。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第6号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について特に問題ないでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、特に問題ないということで異議なしと認め、決定いたします。

その他

事務局（斎藤事務局長）

- ・ 認定農業者会との意見交換会について

事務局（森山係長）

- ・ 農業者年金加入推進の強化月間のお知らせとパンフレットの活用について
- ・ 来年の手帳の配布のお知らせ、それに伴い身分証明書の移し替えについて

議長（上村会長）

それでは、本日提案の報告および議案、それぞれの事項については終了いたします。慎重審議ありがとうございました。

（時刻は 14 時 35 分）

上記会議の内容は、令和 6 年度第 8 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議長

議席番号 1 番

議席番号 2 番
